

昭和二十九年四月七日(水曜日)

午前十一時三十五分開議

出席委員

委員長 小林 錦君

委員 鈴木 良作君

委員 花村 四郎君

委員 古賀 貞雄君

委員 林 信雄君

委員 牧野 寛策君

委員 木下 郁君

出席政府委員

檢察(民事局長) 村上 朝一君

檢察(刑事局長) 井本 台吉君

委員外の出席者

專門員 村 教三君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

題であります。それは一応基準をお考

えになつて立案せられたものと存じ

ますが、この基準はいかなるものであ

りましょうか。しこうして、その結果

としてここに表わしておられますの

は、在来額の何倍かの倍率でありま

して、その引上げについてはわかるの

であります。その倍率が三倍である

ものがあるかと思へば四倍強の場合、

あるいは六倍の場合といったような区

分が示されております。いわゆるお氣

持としては、従来の額を適正でない

お考へになつてこれを是正せられたの

であらうと思ひますが、それは一般論

でなくて個々のものについての特殊な

お考へから結論が出たものと存するの

であります。それはいかなる理由に基

くものでありましょうか。すなわち本

改正案全般に對しまする基準と、その

数額について区分を示しております理

由を伺いたいと思ひます。

○村上政府委員 この改正案の内容と

なつております印紙額の増額の理由

でございますが、まず第一条の訴状に

貼用すべき印紙の額は、現行法におけ

る五百円まで、二千元まで、五千元ま

で、五千元を超えるものは千円に達す

るものとしようという区分が、現在の

の経済事情から見ましてあまりこまか

過ぎるのではないかと、このことから、

最低の区分を一万円としたのであ

ります。その結果一万円以下の訴訟事

件及び一万円以上でありまして、一

万円に満たない区分に相当する印紙額

につきましては、幾らか増額の結果に

なつておるわけでありまして、

全体といたしまして、これは現行法の

印紙額を増額するのには、これは現行法

の印紙額を増額するのには、これは現行法

の印紙額を増額するのには、これは現行法

第三点は現行法の六条ノ二及び六条

ノ三にありますが印紙額であります

が、現行法では五千元を境として訴訟

物の価額五千元以下のものについては

五円、五千元を超えるものにつきまし

ては十円ということになつておりま

す。この五千元という数字は、昭和二

十三年印紙法が改正になりました簡

易裁判所の事務管轄の最高限度であ

りまして、當時は五千元が簡易裁判所

の事務管轄とされておりましたので、簡

易裁判所に相当する事件は五円、

地方裁判所に相当するものは十円

という定め方であつたわけでありま

す。その後事務管轄が五千元から三万

円に引上げられましたときも、六条

ノ二、六条ノ三につきましては改正が

加えられておりましたので、今般先

ほど申し上げましたような裁判所法の

改正に伴ひまして、この五千元とい

う区分も二十万円をもつて区分するの

が相当ではないかというふうに考へたわ

けであります。五千元以下の事件とい

うのはこの際別といたしまして、五千

円ないし三万円の訴訟について考へま

す。現在は十円でありまして、ところ

が二十三年の改正當時の基礎になりま

した物価指数と現在の物価指数と対照

いたしますと、約三倍ないし四倍の増

加になつております。十円の三倍、す

なわち三十円というものを改正案の二

十万円以下の事件の印紙額といたした

のであります。二十万円以上の事件に

つきましては、従来簡易裁判所事件に

当るものの印紙額と地方裁判所事件に

当るものの印紙額とがちょうど二対二

の比例になつておりますので、二十万

円以下の簡易裁判所事件に当るものの

印紙額を三十円といたしました関係

上、これを六十円というふうに定めたの

であります。六条ノ三も同様の趣旨で

改正いたしましたわけでありまして。

○林(信)委員 訴訟の印紙額を係争物

の価額に應じて貼用する、貼用する

といふこと、及びその貼用額はおおむ

ね變更せられなかつた、かつとも額の低

いものについて一応の調整はなされた

といふのですが、この引上げを行な

かつたことと、ただいまも述べにな

りました法律の六条ノ二、六条ノ三あ

るいは十條等の場合に引上げを行つた

こととの取扱いの相違はどこに起因す

るのですか。

○村上政府委員 ただいま申し上げま

したように、六条ノ二、六条ノ三及び

十條におきましては、簡易裁判所の事

務管轄の限度は五千元でありました当

時の定め方をそのまま残してございま

して、前回の改正の際にこの点の改正が

加えられていなかつたといふことで実

質的な増額をこの際考慮したわけであ

ります。第二条の訴状の貼用印紙の額

につきましてはこれを最低の区分を一

万円単位といたしますと、この額額は

現在の事情から見まして相当な額額で

あらうといふことで、二条につきまし

ては増額の必要はないといふふうに考

へております。

○林(信)委員 私は民事訴訟用印紙法

等の一部を改正する法律案について、

この際若干のお尋ねをいたしておきま

す。

○小林委員長 これより会議を開きま

す。

民事訴訟用印紙法等の一部を改正す

る法律案を議題として質疑を行いま

す。質疑の通告がありますからこれを

許します。林信雄君。

○林(信)委員 私は民事訴訟用印紙法

等の一部を改正する法律案について、

えたわけでありませう。

○林(信)委員 お答えの趣旨はわかりましたが、それにいたしましたも、従前その改正を行すべきものを行わなかつたために、いわば急激に印紙額が引上げられるという事は、訴訟関係者に及ぼす影響とまで言わなくても、もちろん無影響ではない、少くとも印象的に急激なものを感じると思ふのであります。この点につきましてはやや考慮すべきものがあるように思ふのであります。重ねて伺いますが、六条ノ二、六条ノ三、十条の関係においてそういう考えは全然必要としないものでありませうか、考慮すべきものではないかと考えたが、この際やむを得ないということなのでせうか。

第二点としまして、六条ノ二、六条ノ三に比例いたしますと、十条のいわゆる答弁書等前条以外の申立て等に関する印紙額はその引上額がやや低いのであります。いわゆる六条ノ二、六条ノ三の申立て、あるいは抗告の申立て等の引上額は、従来のものよりはそれ〴〵六倍に達しておりますが、十条の関係においては四倍、あるいは四・二倍にとどまっております。この差別をつけられましたのはどこに起因いたすのでありますか。この点を伺います。

○村上政府委員 この改正案における六条ノ二、六条ノ三、十条の額の定め方は、現在の事情のもとにおいてこの額が相当であろうという考えでこの額を出したわけでありませうが、現在の額から急激に数倍の額にふやすということの影響あるいは考慮ということについて御指摘がございましたが、この点につきましては、私どもも考慮いた

した次第であります。ただ従来のものと額がきわめてわずかなものでありますために、第二条の改正の際に六条ノ二、六条ノ三の額の検討が十分になされていなかったのではないかと感ぜられたのであります。今度もその六条ノ二、六条ノ三、十条の印紙額につきまして大幅な引上げが行われまふことの影響も、この額が五円、十円あるいは二十円というようなかゝら、三十円、六十円という程度の額に引上げるわけでありまして、その額が全体としてそう大きな額でないということから、相当な額に引上げるために急激に倍率がふえるということの当事者に及ぼす影響も、さほど憂慮するに足らないではないかというふうな考えたわけでありませう。

それから六条ノ二、六条ノ三の印紙額と十条の印紙額とについて引上げの率が違うという点でございますが、六条ノ二、六条ノ三はいずれも申立てと申しますか、裁判所にある行為を要求する場合、この申立てがございませうと、裁判所は審理あるいは裁判をしなればならぬということになるわけでありませう。ところが十条の方の書類、これはいろいろなものが含まれておるわけでありまして、必ずしもその書類が出たから裁判所に手数をかけ、負担をかけるというものでないものを含んでおるわけでありまして、十条の方につきましては特に増額の率を低くすることが相当だ、かように考えたのであります。

○林(信)委員 その引上げの基準について、先刻お答えがありました。しかしその言葉によれば、経済事情に即応して、といったような御趣旨であつ

たようであります。なおさきの次官説明によりまして、物価の上昇によりまして、その上昇の物価指数も、二十三年の改正当時より約三倍あるいは約四倍となつてゐるというふうな事情が述べられておたのであります。この経済事情といひ、あるいは物価指数の点よりいたしますれば、三、四倍で足りるのではないでございませうか。すなわち約三、四倍のものと四倍あるいは六倍というものは、言うまでもなく比率が異なるのでありまして、お述べになります経済事情あるいは物価指数といふものによつていう趣旨とは結論が違つて来ているように思われるのであります。この点はどうか考えになりますか。

○村上政府委員 主として民事訴訟事件の大半を占めております五千円から二十万円までの事件について考えますと、十円が三十円になる、三倍になると、ただ物価指数に應じた倍率だけという意味から申しますと、二十万円を越えるものも全部三十円ということであるわけでありませうが、従来の法律によりまして印紙額の定め方が、ある線を引きます。訴訟物の価額の少額なものについては、六条ノ二、六条ノ三の印紙額も少額にする、訴訟物の価額のある限度以上に大きいものにつきましては、印紙額を倍額にするという方針をとつておりましたので、その方針に従いますと、二十万円を越えるものは、その倍額にしていいのではないかと、このことから、結果におきまして十円が六十円になるということになつたわけでありませう。

○林(信)委員 これは訴訟関係者に限

るとはいいいながら、その訴訟関係者は不特定の人々であります。それらの不特定多数の人々に利害関係のありますものは、やはり考え方はいろいろあるまいしうが、漸増の方針こそ望ましいのではないかと、なかつてこれを専門的に訴訟に關係いたしている者から見ますと、急激の増加というものは、實際執務の上において影響するところ

が大きいと思ふ。この点はお考慮すべきものがあるのではないかと申して、先刻からその値上げの比率よりいたしまして、この程度のものはまずまずよろしいのではないかと申される、かりにその議論を押し通して行くことが可能であるということに考えが及びますれば、この種の一定の貼用額のものももう少し簡便にいい数字にしておくことも便利じやないかと思ふのであります。たとえば三十円のもの五十円、あるいは六十円、あるいは五十円、百二十円といったようなものは百円にとどめる。これは全体を通じて見ますと、印紙収入といふものはおのずからそこに調整されて来るんじゃないかと思ふのですが、実際の取扱いにしましては、かりに百二十円という印紙を買うと、少くとも百円の印紙と二十円の印紙を貼らなければならぬ。百二十円の印紙をわざ〴〵つくつてくれなさい。あるいは場合によつては百円と十円を二枚。これが百円がなくて十円のもの十二枚張るような場合はまた別であります。手数も記憶の点等も便利でありますから、これはもつと取扱いやすい数字にしかるべくおきめ願つたらどうかと思ふのであります。そういうことは御考慮されたものでありませうか。そうでなかつたのでありませうか。これに關します御意見を承りたく。

○村上政府委員 定額で定められます印紙額を五十円とか百円とかきりのいい数字にいたしますことは、實際實務上便利であることは私も同感でございます。六条ノ二、六条ノ三を考えますときも、五十円、二十五円という数字も考へてみたのであります。上の方をきりをよくいたしますと、下の方が二十五円というふうな数字になります。どうも注文通りのきりのよい数字も出しにくかつたのであります。

ただ第二条の点につきましては、先ほど申し上げましたように、これは督促手続ですと二分の一になつて、控訴審ですと五割増しになるというふうなことで、ややもすると非常にこまかい端数が出る。そういうことのないようにという意味で、つまり言いかえまうと、切りをよくする意味で最低の区分を一万円にいたしましたわけでありませう。○林(信)委員 ただいまお尋ねいたしておりました申立て、その他の書類等の貼用印紙の關係においては、その総額二十万円以下と二十万円を越えるものと類別せられましたのは、別の法律案で裁判所法の一部を改正する法律案を御提案になつておられますが、すなわち簡易裁判所の事務管轄の基準を二十万円にするということと対応しておるものでありませうか。もしそうであるといひますれば、申すまでもなくその裁判所法の一部を改正する法律案はいまだ成立していません。その案の内容が異なる場合も想像せられる。もしそれがかりに二十万円は急激に過ぎるというようなことで十万円が適当だ

というような改正がなされるといたしますれば、これに對応いたします印紙額の問題もおのずから影響はあるのでありますから、さような場合も御考慮になつたものでありましようか。あるいはそれは無関係というお考えなんでありましようか。この点を伺いた

○村上政府委員 裁判所法における簡易裁判所の事務管轄の点とこちらの法律の六条ノ二、六条ノ三の区分とは、理論上必ずしも不可分という関係はないわけでございますけれども、一応簡易裁判所の事務管轄が二十万円に引上げられるというのを前提といたしまして、それを目安としてこの区分を立案したのであります。もし裁判所法の一部を改正する法律案における事務管轄の引上げが十万円程度にとどまるといふことでありますれば、こちらの方の区分も十万円で区分するのが相当であるといふように考へております。

○林(信)委員 今回のこの改正案によつて國家の財政収入に及ぼす影響といふものが、あなたの方でおわかりでしやうか。すでに昭和二十九年年度の予算面にまで影響しているものでありましようか。その数額等について概略でよろしいがお知らせを願ひたい。

○村上政府委員 全國の裁判所で民事事件に貼用しております印紙の總額を申し上げますと、昭和二十六年年度で一億六千八百萬圓、二十七年、二十八年は正確な数字は出ておりませんけれども、二十六年年度の件数と印紙額等から推定いたしますと、二十七年は一億八千八百萬圓、二十八年は二億圓といふ見当になるかと思ひます。この中の大部分は申すまでもなく第二条の印紙

でございます。これは先ほど申し上げましたように、物価指数が上りますれば訴訟物の価格も上り、従つてそれに應じて手数料、印紙の額も上つて参るわけでありましようか。このたびの改正によりましては、國の歳入にそんなに影響を及ぼすことはないと思ひております。その他六条ノ二、六条ノ三、十

条の改正によりまして若干の歳入増加が見込まれるわけでありましようけれども、先ほど申し上げました二億内外という印紙の總額は、これは第二条の印紙額を含み、かつそれが大部分を占めておりまして、それと六条ノ二以下のものとの比率が突は調査ができておりませんので、六条ノ二以下の改正によりまして、どれくらいのか増になるかといふ数字は、ただいまのところ十分正確な数字が出ておりません。

○林(信)委員 お話はわかりましようが、そういうことで大した影響もない程度であらうかといふようなところから見まして、もちろんこれは國家財政の必要に應じた印紙額の引上げといふやうなわけではないだらうと了承いたします。

續いて先刻から申し上げておりますように、この種の法案は訴訟關係の突務に當ります裁判所職員の關係あるいはその他の關係、なかんずく弁護士、諸君、ひつくるめまして訴訟實務家とも申しましようか、これらの諸君の職務關係に及ぼす影響が廣くかつ大きいと思ひます。おそれこの改正に當りまして、裁判所關係の意見はたやすく御実施できることとございまして、御参考になつておるのでございまして、いわゆる在野法曹でありまする弁護士会において何らかの意見

が、少くともこの法案に異なる意見等があつたといひますならば、御参考になつて承つておきたいと思ひます。

○村上政府委員 この案につきましては、裁判所及び弁護士会方面の意向も伺つたのでございまして、裁判所方面では別段異なる御意見はなかつたやうでございます。弁護士会方面ではこの印紙法第二条、第三条の改正の点についてはやむを得ないであらうといふことと別段御意見はなかつたのでございまして、六条ノ二以下につきましてはやや引上げの率に過ぎるのではないかと、先ほど林委員から御指摘になりましたやうな御意見があるやうであります。

○林(信)委員 次にちよつと方面が違ふのでありますが、この民事訴訟用の印紙といふものは、どうしてもこれはやはり収入印紙をもつてやらなければ方法がないものでありましようか。たとえば他の方法といたしまして、裁判所においてその都度適當な証紙を販売して金銭を納付することによつてそれを交付する。これを貼付するといふことにいたすのも方法じやないかと思ひます。そういうしやうと先刻言つてお

りましたやうな半端な金額について、つり銭等の關係は郵便局に行つてかえまして、その他印紙類の販売所でもかえまして、同様に郵便局で、印紙を多數張らなければならぬ、場合によりまして、取寄せてもでは高額の印紙がなくて、適當な印紙がらわなくてはならぬ、適當な印紙が売り切れておるといふやうな不便もあるやうであります。ところで裁判所で、もうそれに備へまして三十圓の証紙も貼つていけば、百二十圓の証紙

もある。一枚をもらつてそのまゝ張りつけられよう、こゝういふやうなことも考えられると思ふので、これは印紙税法といふと、何か、他の法律の關係においてさういふ方法は全然考えられないものでありましようか。法制的にはさしつかえないものでありましようか。さしつかえないといひますれば何らかそれらの方

法が考えられてよろしいのではないかと、これはその後の統計等の集録の場合にも便宜があるのじやないかと思ひます。少くともたゞいま申し上げましたやうな訴訟關係等の利便はあると思ふのでありますが、これは可能なこととせしやうか、不可能なこととせしやうか、もし可能な問題であれば御研究になつていられるやうな問題なのでありましようか、その点を承りたい。

○村上政府委員 裁判所の民事訴訟用の印紙につきましては、現行法上収入印紙をもつて納付する以外の方法は認められないかと存じます。ただ方法といたしまして裁判所獲得の証紙を發行するとか、あるいは現金納付を認めるといふやうなことも考えられるわけでありましよう。やや性質は違ひますけれども、これと類似しておりますものは登記所における登録税の問題であります。これは登録税の解釈上現金納付の道が開かれております。申請人の側から申しまして、わざわざ印紙を買つて来て張らなくちやならぬ。登記所の側といたしまして、印紙の計算に相當な努力が必要である。また製造その他不正な印紙が用いられていゝといふこともございまして、また使用済みになりまして、消印を押した印紙を下級職員あるいは外部の者がはぎとつて、

ほかへ悪用するといふやうな例もないではないのでありまして、東京都内の一、二の登記所におきましては現金扱いをやつてみたのであります。日本橋の出張所でありまして、銀行の出張所を公衆控室の中へ置まして、そこへ現金を納めて受取りをつけて出せば、印紙を張らずに済むという制度をやりました。これは非常に成績がいいのであります。なおその結果を検討した上で登記所といたしましては、可能なところは逐次さういふ方法をとつて行くことを考へて、ただいま研究中であります。裁判所の印紙につきましても、現行法のもとにおきましては収入印紙以外の方法はむづかしいと思ひますが、將來の研究問題としては検討したいと思つております。

○林(信)委員 ただいまの東京都内での登録税法關係の印紙は現金取扱いの方法をやつてみた。これはまだにおやりになつていないので、それは現行法制のもとでさういふやうにやつてさしつかえないのでおやりになつていられるでございまいやうか、何か特別な措置を講ぜられたのでありましようか。

○村上政府委員 日本橋出張所で本年の一月一日から実施いたしました、やつと現在もやつております。また東京法務局の本局でも、近く現金扱いを始める予定であります。これは登録税法に「登録税ハ印紙ヲ以テ之ヲ納ムルヲ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ現金ヲ以テ之ヲ徴収スルコトヲ得」といふことがございまして、この但書に基きまして政令の改正が行われまして、法務大臣の指定した登記所では、さういふ取扱いは可能だといふことに現行法上なる

わけでありませう。この規定を動かしてやつておるわけでありませう。

○林(信)委員 そのことがしかくさようでありませうに、これは民事訴訟印紙関係も絶対の原理原則があつてのものではない。しよせんは手続に付随したものでありまして、便宜を尊重してしかるべきものだと思います。現行法のもとにおいては困難かも知れませんが、これをひとつお考えください。また、これをかなりいい思ひつきだつたということにならないものでもない。正直に申しまして私もまだ思ひつきで、何も深く研究したわけではなく、むしろペテランであられまする局長の御意見を聞いて、さらに検討したいと思つておる程度であります。もし御研究の価値ありといたしますれば、ひとつ御研究を願ひたい。

次に根本的な問題なんです、民事訴訟関係にこういう印紙を必要とするというその本質的なものは何でありませうか。たとえばまづ、してゐるから訴訟しなければならぬやうになつた、訴訟までして国家にやつたかゝるんだから、一種の制裁だといふやうな観念も、これはなきにしもあらずであります。あるいは国民としての一つの権利としてなされるものであるのだから、国民としての納税義務の一部である、いわゆる本質は租税だといふ考え方もござります。金銭的なものじやなくて、特殊のものが裁判所にやつたかゝるんだから手数料だ、こゝう考へ方もござります。印紙をもつてするといふことは、これは方法でありませうから、結局費用を負担するのであります。その費用の負担の本質とい

うものは、一体何でありませうか。御教示を願ひますれば幸いと存じます。

○村上政府委員 民事訴訟で印紙をちようだいすることによりまして、当事者が費用を負担するといふことは、要するに国家機関の役務を利用することに對する対価、手数料の性質を持つものと考へておるわけでありませう。もとより好んで訴訟を起し、起されるものばかりではないのでありまして、できれば無償で裁判所の制度というものが利用されることは望ましいのでありませうが、一面裁判所の経費というものは、国民全体の税金でまかなわれておるわけでありませう。裁判所の手数を煩わすについて、関係の当事者がある程度の費用を負担するといふことは、公平に適用するのではないか、かような考へ方ではないかと思ひます。

○林(信)委員 御趣旨はわかりませうが、手数料をとるといふ観念からして、一つの場合に私は疑問があるのではありません。すなわち国家が被告になる場合、自分が訴えられていて自分が手数料をとる、訴訟の当事者でありながら手数料をとる。これは観念論としては、訴えられたものと国家機関である裁判所とはまた別な観念といふ考へ方もするのでありますが、實際上の国民感情からすると、何か考へ方にびつたりしないものがあるように思ひます。そゝういふやうに、国家が迷惑しておる、世話してやるから、取扱つてやるからといふ手数料的な考へである。こゝういふことは少くとも国家が被告になつたやうな場合にあるいは国家の原告に對しては、手数料を納めないといふ方が考へ方としてはしつくりするの

ではないか。そういう例外も一つ考へられるのではないかと思ひますが、これはどんなものでありませうか。

○村上政府委員 国が当事者となつて訴訟という制度を利用する場合、多くの場合に国が一人と同様の資格に立つて争うことが多いのでありませう。これは手数料ばかりでなく、国が租税を納めることもござります。各々の国に納付すべき費用といふものを、国が別の資格で負担する場合があるのでありまして、財政の技術上そういうことが行われておるのではないかと考へております。一面民事訴訟だけに限つて考へますと、訴訟費用を敗訴の当事者が負担するといふやうな場合に、国に對しては訴訟費用が免除されるということになりますから、国を相手として訴訟したものは敗訴しても勝訴者の費用を負担しないで済むといふやうな結果にもなります。この点必ずしも公平に適用するものとも考へていないのであります。

○林(信)委員 その今お話になりました訴訟費用の負担の関係で、根本的に少し感ずるものがあるのではありません。結局訴訟関係者といふものは訴訟事件が終結したしまして、その勝訴者は敗訴者より訴訟費用を受取ることであります。受取るをいたしましてもこれはそれ／＼手続がありまして、請求して任意支払いがなければ強制してでも受取ることになるのでありませう。が、そゝういふことでこの訴訟費用の印紙の当事者が負担して、勝訴者に対しては計算は済むのであります。そのときに国家が訴訟を起すときに、自分の分だけ

まず原告から納めさせてとつてしまふ。いわば原告に訴訟費用の観念については前払いさせる。国家に納付させる。そゝうして原告の場合においては、勝訴して初めてそれを受取ることになる。しかしそゝうした場合を想定いたしまして、原告にその納付を命じないで、事件が終結したしましたとき、その實際負担するものから國家がとるやうにしたらどんなものでしよ

うか。國家はそゝうあつてとらなくとも、訴訟関係者といふものは、多くの場合日本國の國民なのであります。その負担するものがまづた場合に、その者より國家の訴訟費用はとればよい。今の場合だと自分が負担する必要のないものと信じておる原告が前払いするわけです。國家はそゝうの方が便宜かもしれませんけれども、國家はいふまでもなく國民に親切であることがいいと思ひます。たとえばその親切な規定は、私があらためて申し上げるまでもなく訴訟費用の法律には見えるのです。民事訴訟法の訴訟費用の救助のときも親切な規定であると思ひます。あるいは民事訴訟法の九十八条のときも、法定代理人、訴訟代理人、裁判所書記官ハ執行吏カ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ無益ナル費用ヲ生シシメタルトキハ受訴裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ此等ノ者ニ對シ其ノ費用額ノ償還ヲ命スルコトヲ得、二項にもこれに關連した規定があるのであります。こゝういふやうにして訴訟においては當事者以外の第三者に對しましても裁判所は職權をもつて特殊の費用の償還命令を出すことが出来るやうなことで、かなり立ち入つて訴訟當事者に親切な規定もなされておるのです。訴訟費用の最後

の負担者がまづたときに納付命令なんか出して印紙法の規定にありませう同額程度のものは、これは一括して請求してもいいのではないが、納付せしめても足りるのではないか、あつてといふと語弊がありますが、当初においてそゝうとらなくたつて、その原告が必ずしも最後の負担者でなく、むしろ訴訟の場合は原告勝訴の場合が多いのではないか。むしろ被告が支払わねばならぬ訴訟費用を原告が前払いするやうなことはしばらく待つて、負担者が現実に決定いたしました場合、その者より納付を命じてとるということも親切な方法じやないか。また実行不可能な問題でもないと思ひます。これらのことは考へる価値のない問題でありませうか。あるいは問題たり得るでありませうか。從來何か考慮せられることがあるのではありませんか。

○村上政府委員 林委員のやうな考へも考へられると思ひますが、國は複雑な各種の作用を営んでおります。現在におきましては裁判權の主体としての國家、他の各種の行政權の主体としての國家、あるいは訴訟における當事者としての國家といふものをそれぞれ別個の資格で考へることが、少くとも本件のような財政技術の上から考へて妥當なことではないか、かやうに考へておる次第であります。

○林(信)委員 この問題もさつき申しましたやうに私も深く研究した問題ではありませんが、私も將來研究してみたいと思つております。最後に先刻も申しました國が訴訟當事者である場合の印紙の貼用の問題について参考的に伺ひたいと思ひます。

たいと思いますが、例の行政訴訟の場合、あれの手続は大体民事訴訟法によつておるようでありますが、印紙の關係はどうなつておりますか。簡単に調べればわかることではないかと思つたのですが、便宜のために……

○村土政府委員 民事訴訟用印紙法の第三条の財産権上の請求にあらざる訴訟に該当する場合は、この規定によりまして現行法なら三万円、改正案によりまして五万円という評価で印紙を納める。ただいわゆる行政事件といわれておりますものの中には、たとえば収用により損失償額の請求であるとか、あるいはその他財産権請求に当るものもあるわけですが、そういうものは第二条の財産権上の請求の規定によりまして、印紙の額が定められる、かように考へてをります。

○林信義委員 子細のものはありますが、私の質問は一応この程度でとどめたいと思つてをります。

○小林委員 他に御質疑はありますか。なければ本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめておきます。

○小林委員長 次に刑法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。質疑の通告がありますから、順次これを許します。佐瀬昌三君。

○佐瀬委員 かつて改進黨及び社会党連立の芦田、片山内閣が、いわゆる昭電騒動事件で瓦解を来しましたことは世間周知の事実であります。その社会党から本刑法改正案、すなわちあつせん取賄罪の提案がなされたことはまことに皮肉の感があるのであります。特に、当時あつせんを承つた吉田自由党内閣は、綱紀肅正を大きな政策として

掲げ、私もまたそこで設けられた綱紀肅正委員長となりまして、政界、財界、官界の綱紀肅正に邁進いたしましたのでありますが、今回いわゆる造船汚職その他のスキャンダルが勃発いたしましたこととにあらざる、特に社会党から提案された本法案を私どもが審議するということとは、皮肉以上にまことに感慨にたえないものがあるのであります。しかしながら、事は恒久法である刑法の改正であります。政界、財界の汚職事件に對して、国民感情として、その肅正のために何らかの立法措置を要望するのは当然であり、おそらく社会党においてもこれにかんがみて本提案をなすに至つたものと思つてをります。その点については私も異論はないのであります。今申し上げるがごとくに、刑法という大法典を改正する点において、当委員会は特に慎重審議をしなければならぬと考へるものであります。以上の観点に立ちまして、私は提案者に対して以下若干の質疑を試みたいのであります。

まず第一点は、本提案の理由、動機、これは先般の提案理由の説明で一応理解したのであります。けれども、さらに具体的に動機について提案者より説明を伺つておきたいと思つてをります。

○緒佐委員 佐瀬委員の御説明がありまして、芦田内閣時代の汚職問題、これは今から考へてもまことににが／＼しいことだと思つてをります。この芦田内閣が汚職によつて崩壊して第二次吉田内閣が成立したとき、吉田総理は、この内閣は綱紀肅正内閣であり、いやしくも汚職の疑いあるものは徹底的に糾弾すると天下に声明し、これによつて世界の信用を高めるのだと

いう宣言をせられました。ところが今回それに増しますところの重大な汚職問題が連日の新聞をにぎわしてありますが、吉田総理大臣は、もつと事実が明らかになつてから善処するといふようなことで、しかもこんな汚職などはそれほど心配しておらぬというふうなことを発表せられたやに聞いております。何かその態度について豹変せられたような感じを私も受けるのであります。これは、現行の汚職の規定だけでは、汚職を糾弾し、綱紀の肅正をはかるのに何か足らざるものがあるか。法の真砂とともにならざるはどうか。浜の真砂とともにならざるはどうか。といふことが、今日この時代におきましては、今新聞面ににぎわしてあります大きな汚職のみならず、まだ世人の注意を引かざる綱紀の紊乱事件は、極端な言葉で言へば、天下に充滿していると思つてをります。

私どももやつております社会党の綱紀肅正委員会が調査いたしましたものだけでもおびただしい数に上つており、中央の機構関係のみならず、地方の各県におきまする汚職というものも相当現われて参つております。社会病理学的にこの根柢がどこにあるかは、これは大いなる問題として経世家が十分研究すべきことでございましょうが、いづれにいたしましても、われ／＼立法に従事する者から見ますならば、この社会現象は放任できない。そこでいろいろ法律的にこれを取締る——われ／＼は法律的に規制するばかりで汚職が絶滅するとは考へておりません。広く国民運動を起す、国民の道義の高揚をはかるということも重大なこととござい

ましようが、立法に関係いたしまするわれ／＼といたしましては、可能な限りにおきまして立法措置を講じ、かような汚職の原因を少からしめるとともに、世人に對しまして、われ／＼の覚悟を示す必要がある。私どもはこの方法といたしましては、まず刑法の汚職の罪を改正すること、一つは公職選挙法を改正いたしまして選挙の公正を正したしまして政治資金の不浄性を除去すること、さしあたりかような立法措置を講ずる必要があるのではないかと、公職選挙法の改正の通過に努力するとともに、いわゆる免れて恥なき徒輩の存在を許すべきは現在汚職については寛容な時代ではないと考へます。国民の信託にこたへる意味におきまして、いづゆる公務員の公務の執行を公正ならしめ、綱紀を肅正するということが急務だと考へたのであります。

かような意味におきまして、現行のこの贈収賄罪の規定を点検いたしますと、ここに一つの欠点がある。これはしかし事新しく出たことでありませんが、歴史的に今まで数回も為政者から考案せられたものでありまして、今や、まさにこれの実現をはかるべき社会情勢が十分に突つておると私は考へておるのであります。あまり世人とか離れた立法もまた考慮すべき余地がありますけれども、今、世論的に考へても、刑法の腐点とせられしめたこのあつせん取賄罪を規定する必要があるかと考へる。これが、われ／＼がこの提案をいたしました動機であります。

し、その目的は、これによりましていづゆる綱紀の肅正をはかることと、公務員が職務に對し公正に働くべきことを期待いたしております。国民の信頼という、この保護法益を全うせんがためにこの立法を計画いたしましたのであります。これが目的であります。

○佐瀬委員 ただいまの提案者の説明のような、何らかの立法措置あるいは対策がこの汚職的な社会現象に對して必要であるといふことは、われ／＼もまたもとよりこれを理解するにやぶさかではないのであります。しかし問題は、刑法によつてかくのごときあつせん取賄罪を認めることによつて所期の目的を達することができるかどうか、また、それがたして法の上から見て適正であるかどうかという点に問題は集約されるのであります。刑法は、私から申し上げるまでもなく、刑は刑なきを期することをモットーとしたしまして、犯罪の多きをもつてたつとはいたしてないものであります。しかも刑法が犯罪を規定する場合は、他の特別法、行政法、取締法とはその性質を異にして、その前提として、社会道義規範の上から見て犯罪とされるものを刑法が取り入れるというのが刑法の立法の形態になつておるのであります。なんじ盗むなかれ、なんじ犯すなかれ、あるいはなんじ殺すなかれといふような規範がすでにでき上つていて、それを刑法が取り入れるというところから刑法の真髓が存在いたするのであります。刑法によつて新たに犯罪を製造するといふことは刑法の本質に反するのであります。すでに刑法は、汚職罪については多数の犯罪を規定いたしております。いづゆる汚職罪は、職を流

るといふことにおいて社会道義規範の上から許されない、これは、今申し上げましたような意味において当然の刑法の規定であります。しかるに今回の提案は、それらの職務罪とは違を異にして、社会道義の上から見てはたして犯罪の違法的なものであるかどうか疑わしいので今まで放任されておつたものを、ここに新たに刑法の犯罪として組み入れるというところに難点が存するのであります。私はここに、刑法の使命、性格から見て慎重を期さなければならぬというのを提案者にあえて一言呈しておきたいのであります。すでに昭和十八年当時の戦時軍閥内閣も、今の提案者と同じような理由のもとに、戦時刑事特別法の中に、たしか十八条ノ二でありましたが、かような規定を設けたことがあります。當時も法律家の間にはこの規定に対して相当批判が激かつた。もとより戦時刑事特別法でありましたから、戦争の終了とともに廃止さるべき臨時の立法であるというところでわずかにこれが許された。しかるに今回は刑法そのものを改正して恒久法の中にこれを規定して行くというところに、われわれは深く考えをめぐらさなければならぬ点があるのであります。しかも昭和十八年の軍閥独裁内閣は、今回の提案者が規定したほど広い犯罪態様ではなかつたのであります。今回は公務員一般についてその犯罪の主体性を認める。これに反して昭和十八年の戦時刑事特別法では官公署の官吏というふうに限定しております。当時の独裁政治をもつてすらもかくのごとく遠慮しながら規定したのであります。猪俣委員は社会党に属せられますけれども、社会党はフ

ツシヨ排撃——もとよりわれわれ自由党も同感でありますけれども、そういう立場に立つておる政党であります。それを看板にしておる政党であります。それがかつてのフツシヨ内閣です。立法しようとするところに、私は社会党としての矛盾點があらはれないかと思う。これは一種の政治論でありま

○猪俣委員 刑法の原則から説かれまして、われらも非常に同感であります。刑は刑なきを期するという目的のあることもまた同感であります。また犯罪の多きをもつてとせざるは、体の大なるをもつてとせざるもそれによつて価値標準の規定にするつもりはあります。ただあつせん取賄罪のごときは、一体これを規律する社会規範がまだできておらず、つまりこれは行政取締的な性格のものであるから、これを刑法に組み入れることは賛成できないという論旨に對しましては、われわれ同意を表するわけに参りません。

らこれに對する賛意を表しておることにおいて裏づけられる。実はさくばらんな話をいたしますと、朝日新聞社があつせん取賄罪について賛成と反對の議論を並列して記事にしたいと考えて、いろ／＼學者、弁護士会その他へ記事をとりに行つておつた。そこで小野清一郎という人は相當自由主義者であるし、まあ自由党的気分を発散するんだと新聞記者がにらんだと見えて、この人は反對するだろうと思つて聞きに行つたところが、案に相違してあつせん取賄罪を早くつくろふことはこれはもう必然であつて、今ごろつくろふのは遅かつたということになつて、とうとう今日質問に立たれております佐瀬委員だけによつてわずかに反對論をつかみ得たという新聞記者の告白を私は聞きまして、わが意を得たりと意を強うしてゐるのであります。社会規範はまさに成立し、この立法は輿論の要請であるというふうには私も感じます。なおまた戦時中と今日におきましては、公務員の地位というものがかつて来ておる。戦時中の公務員は陛下に忠誠を誓うことが忠臣でありました。しよう。官吏服務規律には第一にそれがあげられておる。忠良なる陛下の官吏でありました。しかし新しい憲法下におきまして民主主義の原則を確立せられましてから、公務員の性格は變遷したことは私が申すまでもない。憲法の第十五条におきましてその点は明らかである。すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。という、いわゆる世間言ひです。國民の公僕という性格に転化してゐる。なおまた國家公務員法の第九十六条を見ましても、公務員はいわゆる全

体の奉仕者としてその職務に専念しなければならぬということが規範として成立いたしております。私もこれはこの憲法及び公務員法、しかも憲法を守べきことは憲法自体に、憲法の九十九条に公務員が憲法を守るべきことの規定が存在して今日、この憲法の精神及びこれを受けて立ちましたる國家公務員法の精神から、公務員はその仕事に専念し、そうして職務を公正にして、いやしくも一部の便益をはかるような行為をなすべからざる國家的義務を負担してゐると思つてあります。かような意味におきまして社会規範といつても、まさにあつせん取賄罪はその規範に欠くところはございませぬ。かような意味におきまして私もは立法に値するものと判定したものであります。なおまた東条内閣時代のことを見方によつていろ／＼ございませう。結局国会議員を、當時の貴衆兩院議員がこのあつせん取賄罪の中に入ることを除外しております。これは御説の通りである。しかしその動機その原因につきましては研究を要するものがある。當時政党というものが解消せられ、ことごとくが翼賛政治団体に転化し、その従順なることこのごとく、豚のごとく、ただ東条のむちのままにどつておつた政党であります。そこでかように東条の言ひなり次第に転化した政党に對しては、多少あめをしやぶらせておいて利用した方がよからうと考えたことがフツシヨ政治家の常套手段であり、古今東西軌を一にいたしております。おのれに従順なものに對しましてはこれをおだて上げて、自分の野心の走狗にするということが、

ヒトラー當時あの官吏に對してこのくらい優秀な、このくらい突にすぐれた官吏は世界に存在しないといつて官吏をはめ上げてフツシヨの手先に使いました。これは歴史上文獻に明らかなことである。さような共通の心理に基いて東条が議員のきげんをことをしないうて、お前たちはそんなことをしないう人物であるから、この職務から除くのだというふなことでもやつたのではないか、これは諸般の事情から私の推理でございしますが、その点につきましてはなおお互いに研究すべき余地があるであつて、これをして東条すらやらぬことを計画する社会党はフツシヨじやないかなんという結論は飛躍した論理じやないかと私も考えられるのであります。

○佐瀬委員 あらかじめお断りしておきたいのでありますが、ただいま私の意見が新聞紙に反對というふうに出ておつたという説であります。私はまだ法務委員としては本法案に對する賛否の態度を決定していません。実は提案者の理由説明をよく聞いた上で、また私の疑問に對する御回答を承つた上で、賛成すべきか反對すべきかを決定したい、こう考えておるのであります。

ただいま猪俣委員から、公務員は新憲法九十九条で新たな道徳モラルを要求されておる、従つてこの種の犯罪は、社会規範の上から見てもう確認されたものであるという結論のように承つたのでありますが、それはしばらく認識の相違の問題といたしまして、私はたゞ／＼引用された新憲法について、本法案と関連した問題を中心に、一言政治論でありますけれども承つて

おきたいと思つてあります。

元來刑法學者の間では、贈収賄罪は政治的贈収賄、経済的贈収賄、社会的贈収賄及び思想的、宗教的贈収賄といふ範疇にこれをわけて觀察いたしておられます。現下の造幣汚職事件あるいはかつての昭電疑獄事件等は、いわゆる経済的贈収賄罪の範疇に入るべきものであります。新憲法は二十九条において私有財産権の不可侵性を宣言いたしております。従つてこれらの規定を中心にして、新憲法はいわゆる資本主義憲法であるか、社会主義憲法であるかという問題について、いろいろ論議がされておるのであります。マルクス刑法理論によれば、すべて犯罪は経済の上層建築である、かような汚職事件も資本主義制度の所産であるといふふうに理論づけられておるのであります。そこで私は憲法が資本主義憲法か社会主義憲法かということも、本問題に關連して意味を持つものと考えるのであります。要な意かつて憲法普及会が政府の援助のもとに新憲法の普及を果すべく、いわゆる「憲法講話」という書物を公刊されたことがあります。昭和二十二、三年ごろかと思つたのでありますが、その中に社会党の幹部であり且つては社会党内閣の文部大臣をされた森戸辰男氏は、「新憲法と社会主義」という題名のもとに、新憲法は社会主義経済組織を否定しておるということを明言されております。私も前から見ると、この新憲法と社会主義との關係をかくように割切つた人が、社会党の文部大臣になることそれ自体が不可解に思つておつたのであります。とにかく憲法論としてはさうなことを強調されておつたのであります。私はさうい

観点から見ると、やはり社会党の政策あるいは立法を推進するには、根本的にまず憲法それ自体に手を染めてからなければ、論理が一貫しないのではなからうか、末梢的な刑法の改正よりか、憲法それ自体に今や社会党は大いに反省したこれに対する態度を決定しなければならぬのじやないか、かようによそながら觀察しておるのであります。その社会党は憲法擁護連盟を主宰いたしまして、憲法改正には反対されておるやうであります。私は本職の根本的な問題として、この憲法に対する提案者猪俣委員の態度は現在及び将来どうなるか、この点を一応伺つておきたい、こう考へております。

○猪俣委員 私があげました憲法の公務員に關する基礎条文は十五条であります。ただ九十九条は公務員が憲法を守らなければならぬという規定になつておるのであります。公務員が全体の奉仕者であり、一部の人の便宜をはかる立場じやないのだということ、は、憲法の十五条であります。そこで今の佐瀬委員の御質問は本法とはあまり關係のないことであります。ところが、御質問でありますので、お答えを申し上げたいと思つてあります。私も現在憲法を改正する意思を持つておりません。何がゆゑであるかということ、今、今の保守政党が憲法を改正することとを叫ぶ、これはマッカーサー憲法であるといふふうに出す原因を考へていただけ、われ／＼が反対する理由にはつきりするのであります。何がゆゑにかような態度をとるか。当時の憲法改正特別委員会の委員長である芦田均氏はその新憲法の成立過程について、本会議におきまして、かかるりつ

ばな憲法を与えられたことは、天地神明の加護によるものと云つて感謝しております。かような芦田氏が、何がゆゑにこの憲法をマッカーサー憲法と稱し、この改正に乗り出しておるのか、また当時の吉田総理大臣でも同じことであります。この憲法を受けて、当時決してマッカーサー憲法なんて言わなかつた。これがドイツの爲政者と非常に違ふ点であります。ドイツは占領中に憲法をつくることには反対いたしました。日本の吉田内閣は唯々諸々としてこれを受入れた。それを今なぜ改正を叫ぶかという、憲法第九條を改正して、日本に再軍備をしたためであります。他にもあります。ところが、それは末梢的なことであります。これを絶対しないという誓ひがありま

するならば、われ／＼憲法を研究し、改正すべき部分もあると考へております。これに賛成するにやぶさかでありません。しかし今保守勢力が強大の際に、この憲法を動かすところを改正するに違ひありません。またそれがために憲法改正論が起つて来ておることは天下自明の理であります。われ／＼はこの日本の平和憲法を、憲法第九條を守り抜きたいがために、とにかくそのとしておいてもらいたい。もし改正する要があるならば、いわゆる社会革新派が天下をとりましたときに、私も改正是に着手したい。こういふ反動期に改正いたしますならば、われわれの欲せざる方向に改正されるおそれがあるから、不満ながら現在

て、憲法改正絶対反対という意味じやありませんが、今の時期におきまして、さうして今の保守政党の志向するやうな方向におきまして、憲法を改正することにはわれ／＼絶反反對しておるものであることを御理願いたしたいと思います。この憲法は、森戸辰男氏がどう言つたか知りませんが、私は当時の憲法の起草の關係でありました金森氏の言が當つておるのじやないかとも思われる。これは社会主義憲法であるかといへば、さうでもない。さればと言つて自由経済主義的な純然たる資本主義の憲法であるかといへばさうでもない。結局ある程度社会民主主義的な穏やかな革命理論を含んだ憲法ではないか。そこで見方によつてはどういふにかもとれるやうになつてゐるのである。森戸氏のようにこれをマルクス主義の憲法であるとかないとかいふやうな割切つた考へ方は私も今持つておりません。また森戸氏がどういふ動機、目的でもつてさういふ態度に出られたかは私も今問知いたしておりませんが、私個人といたしましては、さういふこの憲法は割切つた一方面的な立場でできているとは思われないのであります。また憲法のできましたその当時の実情からも、さう割切つた一方面的ないわゆる世界観からこの憲法ができて上つてゐることは考へられな

いと思つております。そこで憲法改正を提議しない以上私の答弁によつてわかつたと存じますが、憲法はさういふ意味において私どもはこの保守勢力が減退せざる限り当分いつてもいいたくありません。しかし保守勢力が中心となりまして現代のような汚職横行の時代におきましては、まずこれを取締る刑法の改正は必然だと考へております。

○佐瀬委員 私の今の質問の要點は、要するに経済的贈収賄罪の成立は資本主義機構の上にこれが考へられた。しこうして現憲法は資本主義憲法であるといふことであるならば、刑法の改正よりかむしろ根源的に憲法それ自体を改正して、社会主義憲法となし、経済的贈収賄罪の成立の根柢をせん滅するといふことこそ社会主義の理想に合した立法的態度である。かように考へるので憲法問題をここで一応引合ひに出したのであります。以上は大體が政治論でありますから、これからはもつぱら刑法理論に立脚して本提案に対する質疑をいたしたい、かように考へます。

○猪俣委員 あつせん収賄罪の根本の本質は現行法の贈収賄罪と私は違つておらぬと思つております。そこでその法益は何かといふことになり。それから、第一は国家公務員あるいは地方公務員その他一般公務員の職務の公正というところ、及びこの職務の公正に對しては国民の信頼。これは公務員は國家統治機關の一組織分子であります。がゆゑに、しかも憲法において全体の奉仕者として規範づけられております。がゆゑに、これは公務員の本質から

当然出て来ます法益でありまして、その職務の一部の人に奉仕せずして全般的な立場から、すなわち公正の立場に立つべきものであり、また国民の公僕となり、国民の性格から見まして、国民の側からするならば国民が信頼を寄せているその信頼を——職務が公正に行われることに對する信頼を裏切つてはならない規範もあると存じます。そこで公務員の職務の公正と、この公正を期します国民の信頼というところがこの贈収賄罪、あつせん収賄罪の全般を通じて法益だと存じます

が、ただ現行法の百九十七条は、まず公務員がその職務を公正に行うということを第一義的に考え、そうして国民の信頼を裏切らぬ。つまり国民の信頼を裏切らぬというところは、一面からいへば公務員の威信を保つということに相なりましようが、この職務の執行を公正にやるといふことと、国民の信頼を裏切らざる公務員の威信を保つということとありますけれども、百九十七条は職務の執行を公正にやるといふことを第一義的に取上げ、その背景といひまして今言つた公務員の威信というところが第二義的に出て来る。ところが今提案いたしましたあつせん収賄罪は結局において公務員の職務の公正ということも含まれますが、直接は公務員が国民の信頼を裏切らず、その威信をそこなわないといふことがまず第一義的であり、ひいてそれが公務員の職務の公正をはかる法益にも関係して、それが第二義的になるといふふうに私は考えているものであります。結局においてはあつせん収賄罪でもあるいは百九十七条の贈収賄罪でも、本質というものは何にもかわつておらぬとい

うふうに考えております。

○佐瀬委員 私は今概括的、一般的な問題について伺つてゐるのであります。が、もしこの新犯罪が従来の贈収賄罪と本質的に違ひがないものである、法益も同じものであるという観点に立つならば、むしろ提案者が本提案の条文の中に、そのあつせんに対する不当の利益を受受したとかいつたような不当の利益とせずに、賄賂とすべきが提案の趣旨に合致するものであると考えるのであります。かつて昭和十五年の刑法改正法案も同様の観点から不当な利益という言葉にかえて賄賂という言葉を使つてゐるはずであります。しかるに今回の提案においてこれを区別してゐるというのは、職制刑事特別法と同じようにこれは一般の賄賂罪としては認めることができない、ただ新たな犯罪の現象に對する臨時的特例的措施として、かような規定であつせんに対する不当な利益の收受を罰するといふふうになされたものと考えてゐるのであります。従つて私はむしろ規定を設けんとするならば論理的には賄賂罪とは別個に章をかり、新犯罪として創設すべきものであつて、賄賂罪の中にこれを入れるといふことは体系的に矛盾があると考えざるを得ないのであります。しかしこれはなおあとで条

文の審議の際にも問題といたすことといたしまして、とりあえずもし提案者のごとくにこれを一般贈収賄罪と同質のものであるといふふうを考えるならば、そこからなほ幾多の問題点、疑念が発生すると思ふのであります。それらの点について若干ここでお尋ねをいたしておきたいと思ふのであります。まず第一に一般贈収賄罪とその法益なり本質なりが同じものであるとするならば、明らかにこれは身分犯である。一定の公務員という身分によつて構成される犯罪である。しかも賄賂罪の法益は、ただいまも提案者から説明がありましたように、あるいは職務の公正であり、あるいはまた職分の清廉性というものでなければならぬ。これはおおむね刑法学者も承認しておる点であります。従つて職務の公正あるいは職分の清廉性を害する身分を持つた者についてのみこれが犯罪の主体たり得るのだ、その者を罰するのだといふのが刑法の根本原則であります。ただこれに對しましては、いわゆる正犯擴張概念というやうな理論を借用いたしまして、そういう身分、つまり一定の職務権限を持つた者でなくしても、共犯となればその者に犯罪の成立を肯定しようといふ共犯理論によつてのみこれはまかなえる。またその範囲においてのみ犯罪とすべきであるといふわ

くがそこに成立するのであります。あつせんそれ自体は何ら本来の贈賄者の期待する、また贈収賄罪の本質とするその職務に関するものではないのであります。言いかえらるるならば本犯は一定の職務をなすところの職務権限を持つたものであつて、あつせん罪はその一歩手前の予備的な段階である。これを今度はこの改正によつて独立犯罪としてやうとするのが本法のねらいであるわけでありま。従つて共犯の理論でまかなえる範囲のものであり、またまかなわなければならない範囲のものに限定して行くならば、ここでいうあつせん罪はあるいは共犯として入る場合に犯罪となり、しかもまた反面において共犯という概念に入らないものであるならば、これが解放されるということに理論が成立する、こう私は考えるのであります。これに對して提案者はいかやうに共犯理論をこの場合に考えられたか、その点が一つ、それからついでに今申し上げますことくに、本犯は一定の処分行為をしたりする職務権限を持つたものである。あつせん汚職罪はその一歩手前の予備的な過程のものであるといふことであるならば、もしその本犯が非常に職務に誠実であつて、何ら職務の公正も害せられない、あるいはその職分の清廉性も害せられないものであるならば、本来これはいゝわゆる不能犯に属すべきものであります。本犯が不能犯であるにかかわらず、その予備的段階におけるものを獨立した犯罪とすることは、これは刑法の罪刑法定主義的思想に反し、刑法の理論にまづ面から衝突することに相なるのであります。提案者ははたしてこの不能犯理論と本法案をいかに調節して考えられたか、この二点について伺つておきたいと思ひます。

○猪俣委員 第一に共犯理論でありまが、一体フアツシヨ政治家というものは、共犯の理論の擴張解釈という方向に向ふことは、ナチスの御用刑法学者がいゝわゆる擴張共犯理論として世界に示したところでありま。あの破壊活動防止法等によりまして、広く扇動といふやうな言葉をむやみに使ひましたことは、これはフアツシヨ的傾向であり、いゝわゆるナチスの擴張共犯理論の垂流的な立場をとるものであるとわれわれは考えておるであります。そこで共犯の理論によりましてこれを擴張して処罰するといふことは、罪刑法定主義と矛盾するのであります。いやしくも民主的な刑法を持つてゐるに於ては、社会の必要に應じ、社会現象の進展に伴ひまして、判決の積み重なるごとに、立法を促進するといふ情勢が生れ、ここに新立法が出て来るのであります。現在の判例を点検いたしますと、もうこの刑法百九十七条のあとと、もうこの刑法百九十七条のあとと、限りの擴張解釈を裁判所でもやつておる。それをやらぬと社会の現象に合はぬやうになつて来ておるのであります。これはだん／＼と進展して参りまして、大審院とか最高裁判所の判決として確立して来ておるのであつて、これ以上は進めない状況に相なつて来ておる。これ以上進むと成らなれば、これは擴張解釈の名において立法経過をたどらざる裁判官の恣意的な法律の適用といふことになるおそれがあり、罪刑法定主義と衝突するのであります。私どもはこの実情にかんがひまして、これは新しい立法を促すべきものであるとして立案をいたしましたところでありま。そこで共犯理論に對します私どもの解釈は、きよな態度をとつておるのであります。一体刑罰というものは、刑法の解釈というものは厳密にしなければならぬといふことは、これはもう法学生の一年生から習つておるところであります。これには推理解釈は許されないといふ厳密なる態度をとる学者もありますが、私どもは少くとも類推解釈を絶対に許さないといふ態度は、牧野英一博士ともとりまじりませんけれども、しかしむやみに便宜に乘じまして、この類推解釈をやつて行きますと、これは今言つた罪刑法定主義のちを越えることに相なるがゆゑに、社会の事象からどうしても必要に

なりましたならば、新しい立法をして、もつて世人の向うべきところを知らしめることこそ法治国の原則かと存じまして、私もこの立法をしたのであります。今佐瀬委員は、これは刑法百九十七条の予備的な行為を罰するんじやないかと申しましたが、しかし私も、予備的な行為として処罰を求めておるものではないのであります。これは独立犯として処罰を求めておるものであります。だから本犯が正しいことをしようがしまいが、それはさつき申した第二義的なことであり、第一義的には、佐瀬委員も申しした通り公務員の廉潔、公務員たるの地位にある者は国民の信頼にたえなければならぬ、義務違反、さような意味におきまして、結局において公務員がその地位を流るという、このこと自身に違法性があり、その地位を利用して他の公務員に利益をきかせ働かせる、しかもそれには利益をとるといことが伴う、このあつせんということと利益をとるといことが自身が公務員としての廉潔、義務に違反し、全体の奉仕者としての憲法の要請に違反し、国民の信頼あるいは国民の期待を裏切る行為であるという意味で、独立の法益としてこのあつせん公務員を処罰するのであります。何も職務を持つてゐる公務員の予備としてこれを処罰するのはございせん。ただ、先ほど申しましたような法益は、公務員の廉潔、国民の信頼にたええる、義務違反というよ

うなことをあつせん取捨罪として第一義的に考へておるものであります。しかし第二義的には、やはりその職権を持つておる公務員に利益をきかせて働かぬならば、一つの例は、その働きかけられ

れた公務員が不適正なる公務の執行をする危険性が多分出て来る、また一つには、一休金をもらつて顔をきかすような男は、自分の職務に關したることなら、なおさら不正なことをするんじやないかという世人の疑惑が生れます。すなわち信頼にたええるゆゑんではありせん。そういう意味におきまして、そのあつせんする公務員自体の行為、賄賂をもらつてあつせんするという、すなわち自分の地位を流るということ自体が、これは公務員の憲法上の規範違反であり、社会の信頼を裏切るといふ、国民の公僕として義務違反である。これは私も本犯に従属するやうな犯罪として処罰の要求をしておるものではないと思ふ。なお佐瀬委員は、賄賂といふことにすべきじやないかという御説であります。これは佐瀬委員と同感であります。私も賄賂としてここに提案しておるものであります。その御心配はないと思ひます。この百九十七条の四として、これは賄賂罪として統一いたしておりますから、その点に対してはよくこの法文をお読みいただきたいと思ひます。

それからいふ一点、これは独立の単行法とすべきじやないかという御意見であつたかと存じますが、今まで申しましたやうな私どもの理論構成におきまして、これは刑法の複合罪に一條加へることは至當でありまして、独立罪とすべきものではない、法益が共通であり、共通の国家的機構、公共団体の機構の構成員としての義務違反とい

うことが、窮極の法理的な根拠であります。がゆゑに、これは刑法の一部改正という立場をとることが至當だと考へておるものであります。

○佐瀬委員 だいた共犯と不能犯論から集約的に論議をしたわけですが、私の意見は、いわゆる水かけ論にならないやうに、猪俣委員なりその背景をなす社会の考え方なりに立脚していろいろ論議を展開しておるつもりであります。しかし、この新提案のあつせん取捨罪が従来の贈賄罪と同じである、いわゆる身分犯であるといふことであるならば、今申し上げました共犯論と不能犯論で特別に顧慮しなければならぬといふ考へのもとに質疑をいたしておるわけでありませう。要するに、共犯論についていへば、猪俣委員も論議されましたやうに、ナチスの正犯擴張概念ですら、すでにかようなものを犯罪とするのは解釈上よく越えるからできないといふことであるならば、今度それを立法によつて犯罪としやうとするのは、ある意味においてはナチス以上の立法であるといふことが一つ、それからただいまも猪俣委員から指摘されましたやうに、かつて被防法なりあるいは教育法なりにおいて教唆等を独立犯罪にした、それ自体が非常に攻撃されておる、その筆法をもつてするならば、この身分犯である本犯を中心にして考へて、その予備的段階にあるあつせん行為を独立犯罪とするといふことは、被防法等における教唆を独立犯罪としたことを攻撃された立場からするならば、やはりそこに大きな矛盾があるのではないか、この場合だけその予備的段階にあるあつせん行為を独立罪とするといふことで

は、被防法や教育法を攻撃した論理が一貫してはいないかといふのが私の疑問としてここに提起した問題であります。

しかし、これは意見の相違でありまして、さらにこれらの論議を中心にして、今度は具体的に条文の内容に入つていへば、質疑いたしたいと思つておりますが、私は実は一時半から他にお次の機会を得てそれらの点に対する質疑を続行したいと思ひます。

○猪俣委員 しいてお答えをお求めにならなかつたやうでありますけれども、誤解なさつておるのじやないかと思ひます。かういふあつせん取捨罪といふやうな社会現象を処罰するのが適當であるかどうかといふことは、これは議論がありましよう。さて、私もこれを処罰しなければならぬとした場合に、これをあなたの言うやうに百九十七条の擴張解釈でやるべきじやないかといふ御議論には賛成できないといふことを言つたわけ、もしかういふあつせん取捨罪を処罰すること自体がナチスのヒットラーよりもひどいファシズム的考へ方とおつしやられれば、これは考へ方の相違であつて、何とも思つておりません。私もそれはそう思つておる。またああいふ良心や思想の自由といふ基本的権利をいとも無雑作に抑圧するやうな、破壊活動防止法だの教育二法案だのを勇敢に提案せられておる自由党の佐瀬委員であられるだけに、なおそこに私どもとしては何か割切れない感じが残るのであります。が、それはそれといたしまして、この社会現象を処罰しなければならぬ

としたならば、やはり刑法を改正して新たな犯罪構成要件を明確にして世人の去就を明らかにする、これが罪刑法定主義から当然のことじやないか、これを百九十七条の擴張解釈のやうなことで処罰するといふことは、われわれのとらざるやうなものである、なおまた独立した立法とするといふことも、同じやうな法益、同じやうな身分犯に對して、わざ／＼刑法をよけて独立立法にするといふことも、私も法律体制から不適当だといふ意味で申し上げてゐるのであつて、ドイツですら、ヒットラーですら処罰しなかつた、このあつせん取捨罪といふ事実を処罰することは、ヒットラー以上のファシズムだと言われれば、これは見解の相違でありまして、われ／＼は喜んでファシズムである汚名を齎るでありましよう。しかしさればといふて、ファシズムと言われれることを恐れて、この立法を引つこめるだけのやうなくつにはならぬかと存するのであります。それからさつきちやうと申し上げました、不能犯についての御質問がありましたが、これはどこまでも百九十七条を本犯とし、この付随犯だといふお考へから考へることだと思ひますが、私もこれは連関性があり、相関性があり、同じやうな、共通の法益保護のためであるけれども、公務員が金をとつて顔をきかす、自分の地位を流るという社会行為それ自体を、独立の犯罪として処罰を要求してゐるものであつて、本犯がどうであつても關係がありません。ただ本犯と申しますか、百九十七条の職務を持つてゐる公務員が、それによつて影響を受けようが受けないが、適正にやろうが、不適正に

やろうが、私どもはこの条文からは、犯罪構成要件からは、それには左右されないであります。但しさつき申しました法益論といたしましては、かような顔をきかせる者が同じ仲間から出て来、あるいは同じ上官から出て来るといふことになる、非常に職務の公正を阻害する危険性がある。それは一体公務員というものは一種の集団生活をやつておりまして、同種のことをやつておる、そうして非常に上下の關係あるいは同僚の關係が厚い、そしてまた秘密が保ちやすい。ゆえに職務を持つておる公務員に対して顔を流る者があつて、かれこれ容赦いたしますならば、これは職務の公正を阻害する危険性が、他の一般の人の働きかけよりは突に強いと思ひますがゆえに、公務員という身分を持つておる者のかかるあつせん行為、しかもその公務員が公務員の廉潔に違反して金をもらうことによつてやつたという、そこに不法性を発見して、これを独立犯罪として処罰するのでありまして、不能論とは關係がないと存じます。

○小林委員長　それでは本案についての質疑は、本日はこの程度にとどめておきます。

明日は午前十時半より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会をいたします。

午後一時五十五分散会